



第4章
3

子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開 3

基本方針3

**「地域に貢献する」
職業教育の充実**

第4章 〈3〉 子どもかがやきプラン 改訂版 施策の展開 〈3〉

基本方針3

「地域に貢献する」 職業教育の充実

卒業後、地域で働き、地域に貢献する力を育成するため、社会的自立に向けた就労支援システムの構築や作業学習、職場実習の充実を図るとともに、職業教育に特化した高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた準備を進めます。

1 最重要課題

最重要課題 社会的自立を目指した就労支援システムの確立

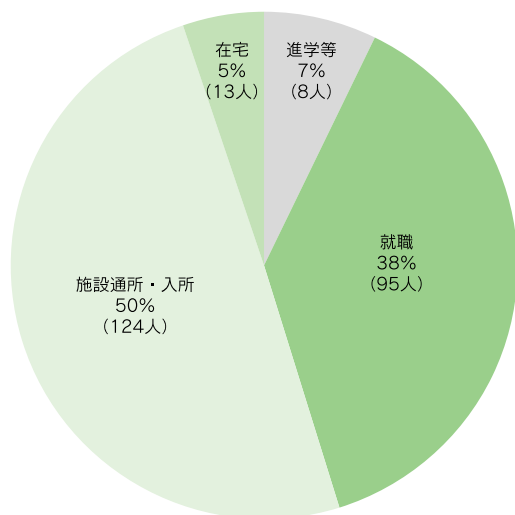
団塊の世代を中心とする高年齢者層の引退に加え長く続いている少子化のため、働く人の数（労働力人口）は年々減少しています。現在のまま推移した場合、2005年の113万人から2035年には82万人程度へと、約31万人（約3割）減少すると見込まれています。（「岐阜県長期構想」よりP116を参照）

特に20代～30代の若い世代の減少が急速に進むと予想される中、地域で働き、地域に貢献する力を育成することは、今後の岐阜県教育、とりわけ特別支援教育における最重要課題です。

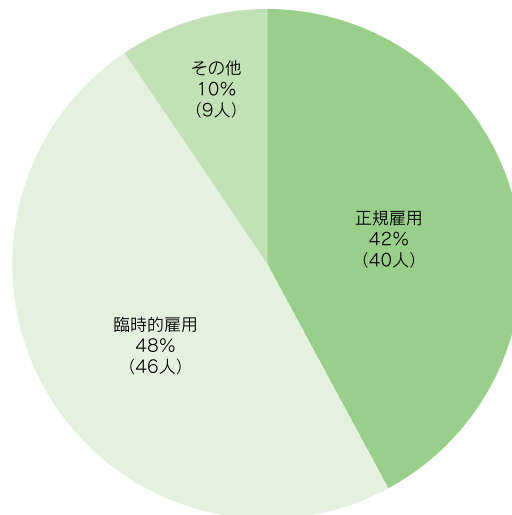
特別支援学校高等部における平成19年度卒業生の進路状況は、全卒業生の38%が一般企業等に就労し、7%が大学や教育訓練機関等に進学しています。また、50%が福祉施設へ通所や入所をし、5%が在宅生活に移行しています。

一般就労した95人の雇用形態を見ると、正規雇用よりも臨時的雇用の割合が高く、不安定な就労状況にあります。

卒業生進路状況（平成19年度）



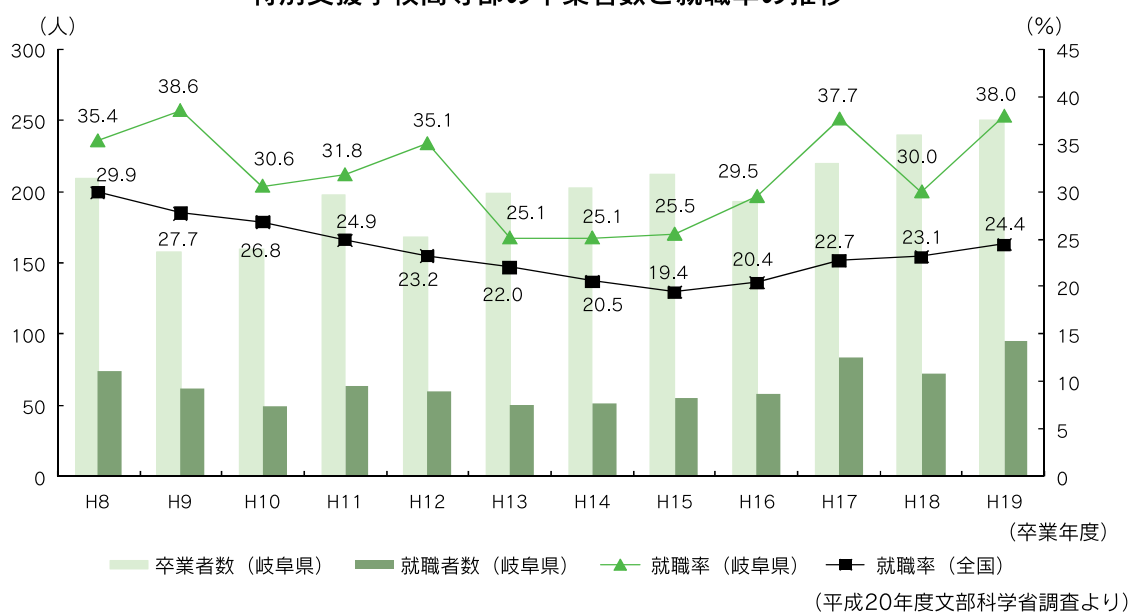
雇用形態（平成19年度）



（岐阜県教育委員会調査より）

岐阜県において、一般就労した生徒の割合は、平成13年度に急落したものの、ここ数年は少しずつ高くなってきており、平成19年度においては38%となり、平成9年度の水準に戻ってきました。一方、全国の平均では、平成8年度に30%近くあった就職率が平成15年度には20%を下回ったものの、平成19年度では約23%となり、ここ数年で少しずつ高くなってきています。これは、障害者職業センターが実施しているジョブコーチ^{*1}やトライアル雇用^{*2}等の就労支援サービスの活用、職業生活や日常生活の自立、安定を図るための支援や相談を実施する障害者就業・生活支援センター^{*3}の設置等、「障害者基本計画」及びそれに基づく「重点施策5か年計画」による障がい者雇用・就業施策が推進されたこと、さらに、法定雇用率^{*4}の改善や特例子会社^{*5}、就労継続支援A型事業所^{*6}の設立等、コンプライアンス(法令遵守) C.S.R(企業の社会的責任)を果たすことに努める企業が増加していることが、障がい者の雇用促進につながっていると考えられます。

特別支援学校高等部の卒業生数と就職率の推移



特別支援学校高等部卒業生の就職率については、全国の平均と比較すると、岐阜県は高い割合となっていますが、現状は、特別支援学校への求人は少なく、特に知的障がいを対象とする特別支援学校においては、企業からの求人は皆無に近い状況です。そのため、企業における職場実習を重ねて企業からの求人を確保し、就労に結びつけているのが現状です。実習先を確保するためには、どの学校も教員や保護者が企業へ直接足を運び依頼を行っていますが、障がい者雇用に対する理解啓発が不十分な面もあり、生徒一人一人の適性やニーズに合った実習先を確保するのは困難な状況です。

また、これまで製造業への就労が中心でしたが、事務・販売等のサービス業への就労も増加してきており、特別支援学校卒業生の就労先が大きく変化してきています。特別支援学校では、職業教育の一環として木工や窯業、縫製等の作業学習に取り組んでいますが、より産業界のニーズに対応した作業学習の開発が求められています。

このような状況を踏まえ、平成19年度から20年度の計画で「職業教育充実事業」に取り組んできました。この事業は、新たな産業界のニーズに対応した職業教育(作業学習等)の開発と導入を行い、職業教育の充実を図ること 職業自立支援員の育成とそれを活用した、就業体験システム及び民間企業と連携した特別支援学校版のデュアルシステム^{*7}の開発、職域の開拓により、職業教育の充実を図ることを目的とし、具体的には、特別支援学校12校に、新しい作業学習の開発を委嘱し、実践研究を行うこと NPO法人^{*8}が育成した障がい者就労サポーター^{*9}を職

業自立支援員として委嘱し、企業での実習中の生徒に個別支援や職場開拓を行うことの2つの事業に取り組んできました。

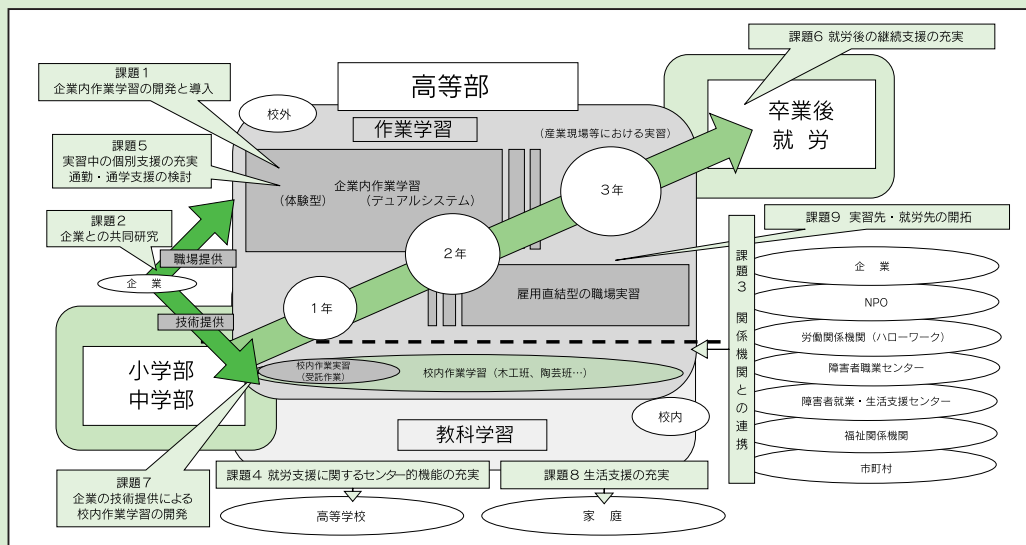
また、「障がい者雇用促進サポート事業（労働雇用課）」や「障がい者社会参加支援施設整備事業（障害福祉課）」等、他部局においても特別支援学校の職場実習の充実に関する事業を進めてきました。今後は、障がい児・者で区別することなく、長期的な視点から、部局横断的な就労支援事業を推進していくことが課題としてあげられます。

当初プランにおいて整備を計画している高等特別支援学校は、軽度知的障がいのある生徒を対象に、職業的自立（就職率100%）に向けた専門教育を行うこととしています。整備に向けては、企業の協力のもと、実際の職場で継続的・長期的に行う企業内作業学習の開発やそれを中心とした教育課程の編成、企業内作業学習を推進していくための各地域の企業や労働・福祉関係機関、行政等との就労支援ネットワークの構築、高等学校等への就労支援に関するセンターとしての役割の充実等が課題となっており、その課題解決に向けた具体的方策を検討する必要があります。

企業内作業学習や各学校で実施している職場実習を充実するために、職業教育充実事業で配置してきた職業自立支援員を今後も継続的に配置し、実習中の個別支援を行うとともに、一人一人のニーズに応じた支援をより充実するため、職業自立支援員の活用方法について検討する必要があります。

職業教育の充実に向けた課題

- | | | |
|-----|-------------------------------------|-----------------------|
| 課題1 | 企業内作業学習の開発と導入 | 【施策⑦-1】 |
| 課題2 | 企業との共同研究（企業内及び校内作業学習のあり方） | 【施策⑦-2】 |
| 課題3 | 関係機関との連携 | 【施策⑦-2、⑧-1】 |
| 課題4 | 就労支援に関するセンター的機能の充実 | 【施策⑦-3】 |
| 課題5 | 企業内作業学習や職場実習中の個別支援の充実
通勤・通学支援の検討 | 【施策⑦-4】 |
| 課題6 | 就労後の継続支援の充実 | 【施策⑦-4】 |
| 課題7 | 企業の技術提供による校内作業学習の開発 | 【施策⑧-1】 |
| 課題8 | 生活支援の充実 | 【施策⑧-2】 |
| 課題9 | 実習先・就労先の開拓 | 【障がい者雇用サポート事業（労働雇用課）】 |



2 「子どもかがやきプラン推進委員会」等における意見

「子どもかがやきプラン推進委員会」等で伺った下記のような意見を十分に踏まえながら、取り組むべき施策の方向性や具体的な計画を策定しました。

〈社会的自立を目指した職業教育の充実について〉→基本施策⑦

- ・昨年度の特別支援学校高等部卒業生の就職率は38%であるが、もう少しあげていきたいと思う。そのためには、進路選択の幅を広げる必要がある。
- ・就労支援に関わる施策について、進路選択を拡大することが最も重要な課題であり、地域におけるネットワークづくりやそれに基づいた企業内及び校内作業学習の充実に取り組んでいく必要がある。
- ・福祉就労を目指す生徒も含めた職業教育の充実を考える必要がある。そのためには、校内作業学習を行う設備、備品等の充実が必要であり、企業からの技術協力をいただきながら、作業学習を進めていくシステムができるとよい。また、高等学校の専門教室を活用する方法もある。
- ・就労支援策は、ぜひ一つの事業として立ち上げていただきたい。この事業の効果として、企業の障がい者雇用に対する理解を深め、その結果、就職率が向上することが期待できる。
- ・岐阜市立岐阜特別支援学校では、バイオ班を設置している。一般企業（WSBバイオ：就労継続支援A型事業所）との技術提携を進めており、卒業生の就労にもつながっている。
- ・デュアルシステムの開発は、進路選択の幅を拡大するためにとっても有効な手段であると思うのでぜひ進めていただきたい。しかし、交通網が十分でない岐阜県において、全ての作業学習を企業内で実施することは困難であると考えられる。企業内作業学習の開発と同時に、企業の技術を学校内に導入し、企業と技術連携をしながら校内作業学習を充実する方策を検討いただき、岐阜県らしさのある就労支援システムを構築していただきたい。
- ・企業との連携については、例えば、先日、県経済同友会と県、県教育委員会が協定を結んだという新聞記事があったが、就労支援についてもこのような経済団体と連携する方法を検討していただきたい。

〈高等特別支援学校（専門学科）の整備について〉→基本施策⑧

- ・軽度知的障がいの生徒数が増えてきているので、高等特別支援学校の整備を急ぐ必要がある。
- ・特別支援学校整備方針の中の、社会的自立のための専門教育の充実について、高等特別支援学校の整備計画も含めて、ぜひ、具体的施策を打ち出していきたい。
- ・高等特別支援学校の整備方法として、子どもかがやきプランでも示された1校整備の他、センター校、ランチ校を整備する方法も検討していただきたい。
- ・就労支援ネットワーク、岐阜県版デュアルシステム等の研究が必要であり、具体的方策を研究する必要がある。
- ・高等特別支援学校の整備については、人口減少時代の課題である労働力不足への対応策として、岐阜県らしさのある施策になる。併せて、軽度知的障がいのある生徒が就労に向けた専門的な教育を受けることができる学校として位置づけることで、岐阜県の特別支援教育における就労支援策としても有効であると考えられる。

3 基本施策

基本施策⑦ 社会的自立を目指した職業教育の充実

企業内作業学習の開発と導入、職場実習の充実に向けた就労支援ネットワークの構築、実習先・就業先の開拓、卒業後の継続支援等について研究を行い、生徒一人一人の社会的自立を目指した職業教育の充実を図ります。

施策⑦-1 企業内作業学習の開発と導入

地元経済界との連携のもと、企業内で実施する長期的かつ継続的な作業学習の開発と導入について実践研究を行います。

施策⑦-2 就労支援ネットワークの構築

研究推進校に就労支援ネットワーク連携会議を設置し、各地域における就労支援ネットワークを構築します。

施策⑦-3 就労支援に関するセンター的機能の充実

地域の高等学校に在籍する発達障がい等の生徒を対象に、関係機関との連携を図りながら、日常生活の支援に加え卒業後の就労に向けた支援を行います。

施策⑦-4 職業自立支援員の配置

企業内作業学習や雇用直結型の職場実習において、職業自立支援員を配置し、生徒一人一人に応じた支援を行います。また、企業への通勤支援や就労後の継続支援についても、その活用のあり方を検討します。

基本施策⑧ 高等特別支援学校（専門学科）の整備

各地域で急増傾向を示す軽度知的障がいのある生徒に対して、企業内作業学習の開発・導入や職業教育に特化した教育課程の編成等、社会的自立に向けた支援を行うための教育環境について研究を行い、就職率100%を目指す高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた準備を進めます。

施策⑧－1 高等特別支援学校（専門学科）における教育環境の整備

岐阜県特別支援教育キャリアアップ推進協議会を設置し、高等特別支援学校（専門学科）の整備に向け、作業学習を中心とした教育課程の編成等、教育環境について研究を行います。

施策⑧－2 自立に向けた生活支援の充実

社会的自立に向け、生活管理能力を高める支援のあり方について、学校、寄宿舎、家庭が連携を図りながら実践研究を行います。

自立と社会参加を目指して
頑張っています



「特別支援学校高等部における職場実習の様子」

4 施策内容

基本施策⑦ 社会的自立を目指した職業教育の充実

施策⑦-1 企業内作業学習の開発と導入

(1) 現状と課題

ア 「作業学習」のあり方

「作業学習」は作業を学習活動の中心にすえ総合的に学習するものであり、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会的自立を目指し、生活する力を高めることを目的としています。知的障がいを対象とした教育課程を編成している特別支援学校の高等部においては、この「作業学習」を中心に指導を行っています。

特別支援学校高等部卒業生の近年の就労先を見ると、事務や販売等のサービス業への就労も増加しています。また、新学習指導要領では、高等部の専門教科として「福祉」が新設されたところであり、このような新たな職種にも対応した作業学習の開発と導入が必要です。

各特別支援学校における作業班（平成20年度）

学校	作業班名
岐阜本巣特別支援学校	農園芸、食品加工、印刷紙工、環境衛生
大垣特別支援学校	職業コース 縫製A、木工、印刷、窯業、クリーニング、園芸 普通コース 縫製B、印刷、園芸、窯業、手芸、工芸、紙工、手工、クラフト
海津特別支援学校	農園芸、印刷、食品加工、ハウスクリーニング
郡上特別支援学校	縫製、箱折り、ビルクリーニング、園芸
中濃特別支援学校	木工、陶芸、紙工、印刷、被服、園芸、クラフト、生活、さをり
東濃特別支援学校	窯業、木工、印刷、手工芸、縫製、紙工、リメイク、クラフト
飛騨特別支援学校	木材工芸、染色工芸、調理、陶芸、とんとん工房
関特別支援学校	ホーム、陶芸、グリーン、ライフ
長良特別支援学校	パソコン
恵那特別支援学校	基礎作業
市立岐阜特別支援学校	普通コース 軽作業、陶芸、木工 工業コース 生物工学バイオ、生物工学園芸、印刷紙工、縫製
市立各務原養護学校	木工、縫製、窯業、園芸、印刷、基礎

イ 限られた実習先、就労先

職業生活や社会生活の実際を経験することをとおして、社会に貢献する意味を理解し、働く力を身につけ、自己実現としての進路選択につなげるようにすることを目的に、職場実習を行っています。職場実習は教育課程上、「産業現場等における実習」として、「作業学習」に位置づけられており、県内の知的障がい特別支援学校等では、高等部の2年生で5日間の実習を年2回、3

年生で10日間の実習を年2回程度行っています。また、これ以外にも校内で数日間、集中的に作業実習に取り組む校内作業実習も行っています。さらに、一般就労を目指す生徒たちは、長期休業中等にも積極的に実習に取り組んでいます。

しかし、特別支援学校には企業からの求人は少なく、限られた実習先の中から進路決定をせざるを得ないのが現状であり、複数の実習先や職種を経験したうえで、様々な職種の中から、生徒一人一人の適性に合った進路を自己決定できるような環境の整備が急務となっています。

(2) 具体的施策内容

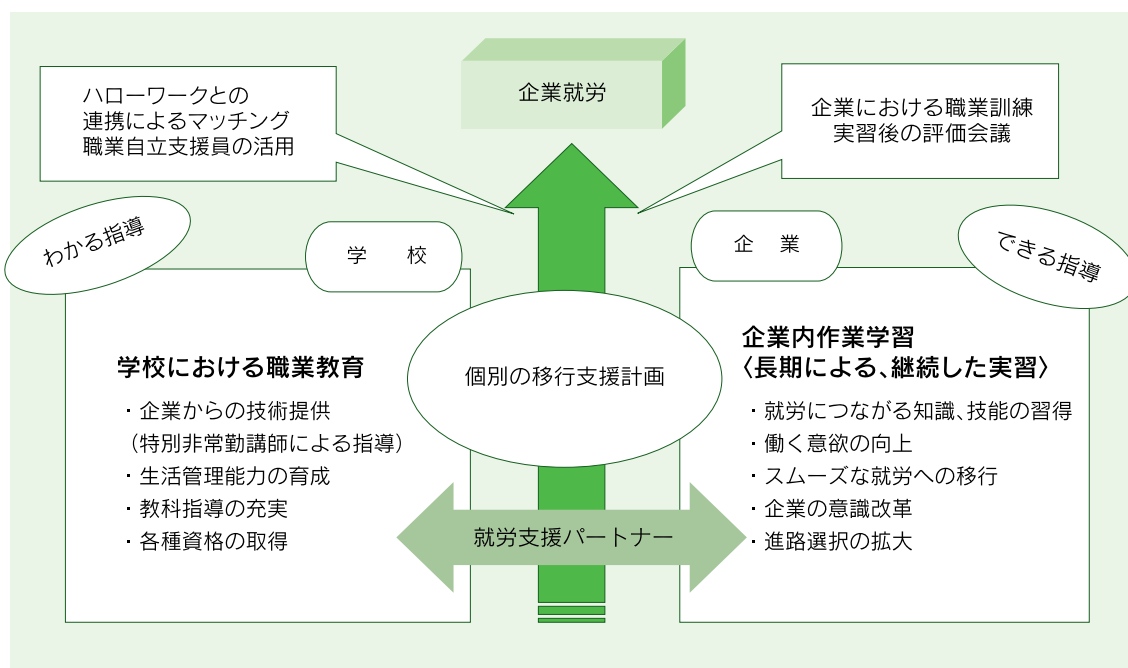
年2回程度、1週間から2週間の期間で実施している職場実習と比較して、長期間かつ継続的に行う企業内作業学習は、生徒にとっても企業にとっても大きな利点があります。まず、生徒にとっては、新たな産業界のニーズに対応した様々な作業内容を体験することで、自分の適性や能力を的確に把握することができます。また、企業内作業学習の受け入れに協力いただく企業にとっては、障がいのある生徒の適性や能力の正しい理解を深めることができます。そこで、校内で行っている作業学習や校内作業実習の場を校外、つまり企業内に移し、より専門的な環境における企業内作業学習の開発と導入について研究を進めます。

そして、学校における職業教育と企業内作業学習の2本柱で、企業就労につなげる就労支援のあり方について、地域の企業の協力をいただきながら実践研究を行い、「岐阜県版デュアルシステム」のモデルを構築します。

研究にあたっては、教育委員会が指定した研究推進校に、施策 - 2 に示す「就労支援ネットワーク連携会議」を設置し、地元企業をはじめハローワークや障害者就業・生活支援センター、福祉関係機関、市町村等と連携を図りながら研究を進めます。

また、労働雇用課が実施している「障がい者雇用促進サポート事業」において障がい者の雇用や実習に理解をいただいた企業とも連携を図りながら、企業内作業学習や雇用直結型の職場実習を進めます。

岐阜県版デュアルシステムモデル図



施策⑦-2 就労支援ネットワークの構築

(1) 現状と課題

特別支援学校においては、各圏域ごとに行われている「障がい者自立支援協議会就労・雇用支援会議」に参加し、地域の関係機関と連携した就労支援を行っています。また、地域の企業に対して障がい者雇用に関する理解啓発を目的とした連携会議やセミナーを実施し、実習先開拓に向けた取り組みを始めた学校もあります。今後も、このような地域における連携をさらに強化する必要があります。

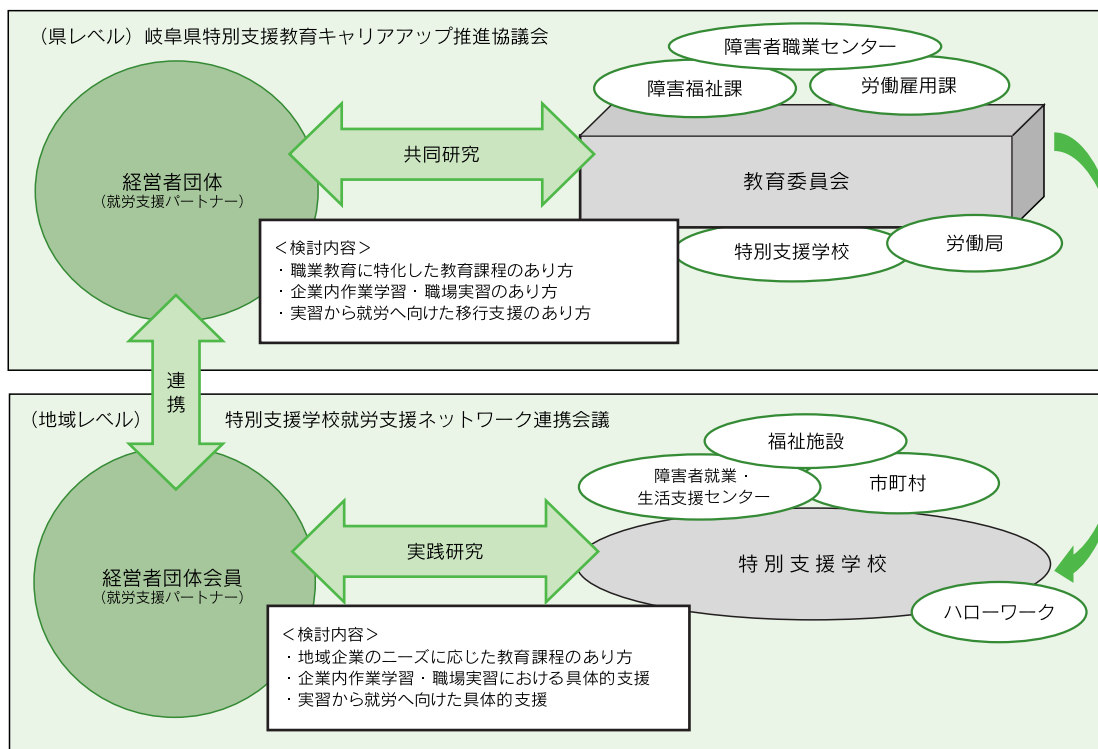
(2) 具体的施策内容

各地域における就労支援に関するネットワークを構築するため、研究指定を受けた特別支援学校に「就労支援ネットワーク連携会議」を設置し、地元企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、福祉関係機関、市町村等との連携を図りながら、企業への理解啓発や生徒一人一人の卒業後の職業自立、生活自立に向けた支援を充実します。

また、施策 - 1 で示した企業内作業学習の開発と導入、岐阜県版デュアルシステムのモデル化、それを中心とした教育課程のあり方、就労移行支援のあり方等について、ネットワークを活用しながら研究を進めます。

さらに、施策 - 1 で示す「岐阜県特別支援教育キャリアアップ推進協議会」と連携を図りながら、県と地域が一体となって、就労支援ネットワークを構築するとともに、企業内作業学習の開発と導入について実践研究を進めます。

就労支援ネットワークモデル図



施策⑦-3 就労支援に関するセンター的機能の充実

(1) 現状と課題

県内公立高等学校のアンケート調査（平成20年7月実施）では、約7割の高等学校に発達障がいと思われる生徒が在籍しているという結果が出ており、高等学校における発達障がい等の理解と対応が課題となっています。これまで、特別支援学校のセンター的機能や専門家の緊急派遣事業等により、生活上や学習上の困難さのある生徒への支援を行ってきましたが、特別支援教育制度が始まって3年が経過し、生活上や学習上の困難さに加え、就労に向けての支援に関するニーズが高まっています。高等学校に在籍する発達障がい等のある生徒への進路指導、就労支援を適切に行うために、特別支援学校が持っている就労支援ネットワークや具体的な支援方法を活用した高等学校への支援を充実する必要があります。

(2) 具体的施策内容

各特別支援学校の進路指導主事を就労支援・進路指導のコーディネーターとして位置づけ、高等学校に在籍する生徒への個別支援・相談を行うとともに、各特別支援学校が実施する就労支援ネットワーク連携会議等への参加を呼びかけ、特別支援学校が持つ就労支援ネットワークを、施策-3で示した高等学校の就労支援・進路指導に活用できるよう、就労支援に関するセンター的機能を充実していきます。

施策⑦-4 職業自立支援員の配置

(1) 現状と課題

ア 職場実習中の支援体制

平成19～20年度にかけて取り組んできた職業教育充実事業において、職業自立支援員を配置し、企業での実習中の生徒に個別支援を行ってきました。実習の受け入れに不安のある企業も、職業自立支援員を配置することで、安心して実習の受け入れに協力をいただいています。また、実習生も慣れない環境の中、仕事や従業員とのコミュニケーション面での支援を受けることで、職場に早く適応できたといった効果も見られました。

具体例として、企業への就労がやや難しいと考えられていた生徒が、実習先で職業自立支援員の適切な支援を受けることで、短期間ながらも技術が飛躍的に向上し、さらに、受入企業も障がい者雇用に対する見通しを持つことができ、来年度からの就職が決定したという事例も生まれています。

この事例のように、生徒一人一人のニーズに応じた支援を行うためには、事前検討会（実態把握、実習の目標、具体的支援）や事後検討会（評価、今後の課題）を実施する等、学校と職業自立支援員との連携のあり方について検討する必要があります。

さらに、今後、企業内作業学習の開発と導入が進められる中、生徒、企業ともに、安心して実習を行うことができ、実習の成果を最大限に高めることができるような支援体制を整備する必要があります。職業自立支援員の役割はますます重要になると考えられます。

イ 家庭、学校から企業への通勤支援、企業から学校への通学支援

実習先や就労先へは基本的に公共交通機関等を利用して自力で通うこととしており、企業が受け入れに協力的であっても、家庭から遠い等の理由から実習や就労を断念するケースもあります。また、企業内作業学習の開発と導入が進むことにより、家庭から企業、企業から学校、学校から企業等の通勤・通学が日常的に行われるようになることが予想されます。このようなことから、通勤・通学の支援のあり方について検討する必要があります。

ウ 就労後の継続支援

前述したように、限られた実習先・就労先から進路決定せざるを得ない状況があるため、就労したにもかかわらず、仕事と適性のミスマッチが発生したり、職場でのコミュニケーションに問題が生じたりする等の理由から離職または転職するケースが見られます。

各学校においては、在校生の実習中や夏季休業中に卒業生の就労先を巡回し、生徒との面会や雇用主との連携を図る等の追指導を実施しています。しかし、在校生の支援が優先され、卒業生への支援体制が十分とは言えないのが現状です。そこで、職場に適應するまでの期間（4月～6月）の重点的支援や2・3年後までの定期的な支援を行うための体制を整備する必要があります。

（2）具体的施策内容

ア 企業内作業学習や職場実習における個別支援の充実

企業内作業学習や雇用直結型の職場実習において、職業自立支援員を配置し、生徒一人一人の課題やニーズに応じた支援を行います。

また、実習前には、職業自立支援員による校内作業学習中の支援や事前連絡会議を行い、学校と職業自立支援員、そして実習先との共通理解のもと、より生徒一人一人の課題やニーズに応じた支援を行います。

イ 企業内作業学習や職場実習における通勤・通学支援

企業内作業学習や雇用直結型の職場実習の実施に併せて、家庭から企業、企業から学校、学校から企業の通勤・通学支援のあり方について、職業自立支援員の活用も含めて検討します。

ウ 就労後の継続支援の充実

就労後の職場定着を図るため、事業主や社員に対するコミュニケーションのとり方や具体的な支援方法等についての理解啓発や仕事の技術的支援、企業と学校の連絡調整等のあり方について、職業自立支援員の活用も含めて検討します。

障がい者雇用就労推進事業 〔産業労働観光部、教育委員会〕
 ～障がいのある人たちの雇用機会を拡大し、就労の場を確保する～

県では、「ふるさとぎふ再生基金」を活用して県民のご意見を伺いながら、地域づくり人づくり事業等、将来の岐阜県の発展につながる事業を実施しています。基本施策の各施策についても本基金を活用し、平成21年度から2年間、「特別支援学校チャレンジ実習事業」として実施します。産業労働観光部労働雇用課の「障がい者雇用サポート事業」、「障がい者チャレンジトレーニング事業」と効果的に関連させながら、就労に向けた取組を推進していきます。

○提案内容

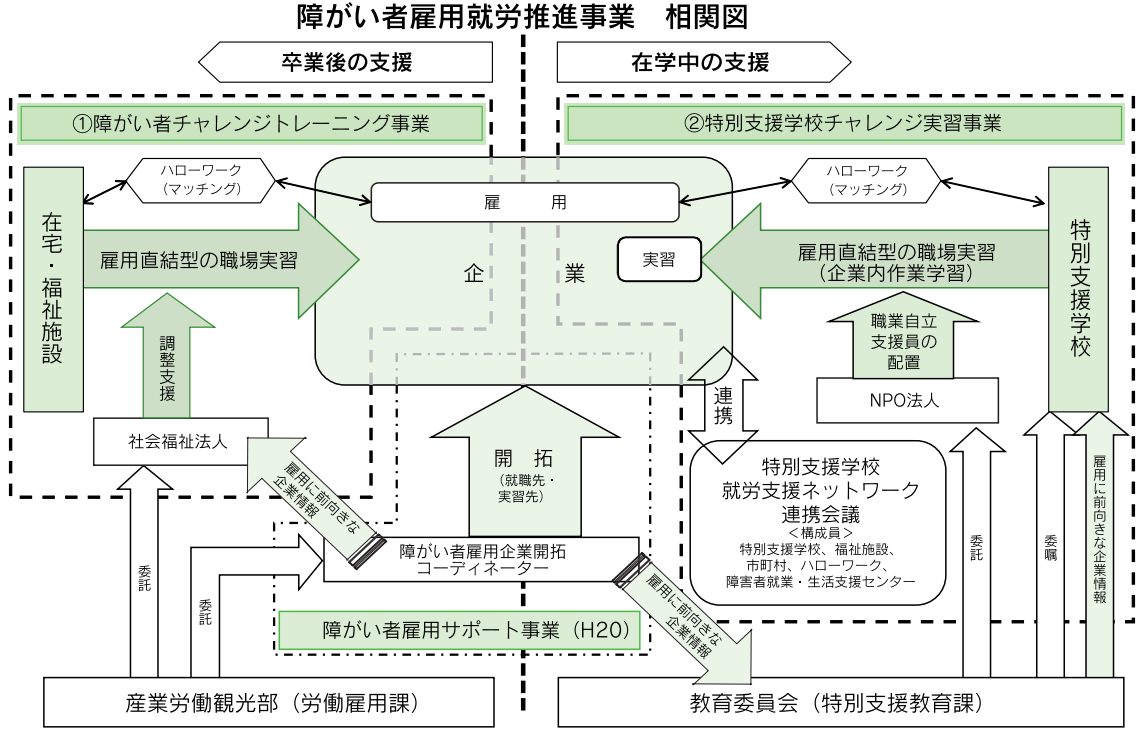
障がいのある人が安心して地域で暮らしていくために、雇用、福祉、教育等の関係機関が連携して職場実習を行い、企業と障がい者（家族）双方の不安を解消して、一人でも多くの障がい者の就労に繋げることが必要です。

○事業目的・内容

障がい者の雇用機会を拡大し、就労の場を確保するために、特別支援学校在学中から卒業後まで連続した支援として、職場実習（企業内作業学習）事業を行います。また、併せて、高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けた教育課程のあり方について検討を行います。

障がい者雇用の経験がない企業及び一般就労の経験がない障がい者双方の不安を解消し、雇用・就労意欲を高めるため、企業内に実習の場を設け、障がい者（在宅者、福祉施設入所者、特別支援学校生徒等）が職場実習（企業内作業学習）を行います。

高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けて、特別支援学校、企業、地元関係機関による「就労支援ネットワーク連携会議」を設置し、就労支援ネットワークを構築するとともに、企業内作業学習の開発と導入、高等特別支援学校（専門学科）における教育課程のあり方について検討します。



基本施策⑧ 高等特別支援学校（専門学科）の整備

施策⑧－1 高等特別支援学校（専門学科）における教育環境の整備

（1）現状と課題

特別支援学校高等部卒業生の就職率はここ数年高くなってきていますが、臨時的雇用が約半数を占める等、雇用状況は依然不安定な状況にあります。また、企業の障がい者雇用に関する理解は広がりつつありますが、知的障がい特別支援学校への求人は皆無に等しい状況であり、職業選択の幅を拡大することが課題となっています。

高等特別支援学校（専門学科）の整備に向けては、職業選択の幅を拡大することに加え、企業で働くことへの意欲や適性に応じた専門的な技術を向上することが課題であり、企業内で行う作業学習や企業の技術提供による校内作業学習のあり方、就労支援ネットワークの構築等の就労支援システムの確立や職業教育に特化した教育課程の編成について検討する必要があります。

（2）具体的施策内容

ア 就労支援ネットワークの構築

経営者団体や岐阜労働局等との県レベルの就労支援に関するネットワークを構築し、経営者団体や労働局、障害者職業センター、労働・福祉関係部局との連携を図りながら、障がい者雇用に関する理解啓発、企業内作業学習のあり方等について研究を行います。

「岐阜県特別支援教育キャリアアップ推進協議会」の設置

企業内作業学習の開発と導入に関する共同研究

また、施策 - 2 で示した特別支援学校に設置する「就労支援ネットワーク連携会議」と連携を図りながら、県と地域が一体となって、就労支援ネットワークを構築するとともに、企業内作業学習の開発と導入について研究を進めます。

イ 高等特別支援学校（専門学科）における教育課程等の学習環境の研究

全国的に展開されている高等特別支援学校（専門学科）の実践や研究推進校における企業内作業学習の開発と導入、就労支援ネットワークに関する研究の進捗を踏まえながら、社会的自立（100%就労）を目指した高等特別支援学校（専門学科）における教育課程等の学習環境について研究を進めます。

企業の技術提供による校内作業学習の開発

デュアルシステムの導入と職業自立支援員の配置

職業教育に特化した教育課程の編成

高等特別支援学校（専門学科）が対象とする障がい種別の検討

ウ 高等特別支援学校（専門学科）の整備に関する基本計画の策定

これらの研究成果を踏まえ、教育課程、教室の整備内容、就労支援ネットワーク等、高等特別支援学校（専門学科）の整備に関する基本計画を策定します。

施策⑧-2 自立に向けた生活支援の充実

(1) 現状と課題

各特別支援学校においては、働きたいという気持ちや働くための基本的な力を持っているにもかかわらず、日常の生活が安定しないため、就労に結びつかないケースが少なからず見受けられます。そのためには、職業自立を目指した職業教育の充実に加え、生活自立を目指した生活支援を充実する必要があります。

(2) 具体的施策内容

高等部卒業後、自立した生活を送るために必要な力（生活管理能力）を下記のように捉え、これらの力を育成するための支援のあり方に重点をおき、学校、寄宿舎、家庭が一体となった生活支援に取り組みます。

<生活管理能力>

- 食事の準備、洗濯、掃除等を行う力
- いろいろな人と適切にコミュニケーションする力
- 生活リズムを整えたり、スケジュールを管理する力
- 金銭を管理する力
- 余暇活動を楽しむ力
- 公共の施設や交通機関を利用する力

寄宿舎の今後の方向性については、当初プランで次のように示していますが、引き続きこの方向性を踏まえた寄宿舎運営を図るとともに、特に、知的障がい特別支援学校の寄宿舎においては、高等特別支援学校（専門学科）の対象となる軽度知的障がいのある生徒に対する生活支援について実践研究を行い、特別支援学校における今後の寄宿舎のあり方について検討を行います。

(当初プランにおける寄宿舎の方向性)

岐阜盲学校、岐阜聾学校の寄宿舎については、今後も視覚障がい、聴覚障がいの分野の専門性を維持・向上させながら県内全域を対象とした学校経営が必要なことから、これまでの位置づけを中心とした寄宿舎の運営が求められる。

大垣、東濃、関特別支援学校の寄宿舎については、全国7番目に広い面積を持つ岐阜県において、遠距離通学の課題は大きく、寄宿舎の役割は大きいと考えられる。しかし、各地域に総合化された特別支援学校が整備される中、遠距離通学対応や家庭的な理由等を中心的な課題とした寄宿舎運営だけでは十分とは言えない。

高等部を卒業して社会的に自立した生活を送るためには、職業的自立の能力の他、衣食住に関する日常生活面での能力も必要である。児童生徒一人一人の状況に応じた、日常生活面の支援機能が今後の寄宿舎運営に求められている。

***1 ジョブコーチ**

職場適応援助者のことで、知的障がい者、精神障がい者等の職場適応を容易にするため、就職時や職場適応上の支援（問題発生時を含む）を行う。岐阜県には、配置型ジョブコーチとして、岐阜県障害者職業センターに6人、第1号ジョブコーチ（福祉施設型）として7施設8人が配置されている。

***2 トライアル雇用**

3か月を限度に試行的に有期雇用契約を締結し、障がい者雇用のきっかけを作ることが目的である。事業主に対して奨励金が支給される。

***3 障害者就業・生活支援センター**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において規定されている。岐阜県においては、岐阜、西濃、中濃、飛騨の4圏域において設置されており、東濃圏域については、平成21年度に設置予定である。

***4 法定雇用率**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、民間企業、国、地方公共団体は一定の割合に相当する人数の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を常用労働者として雇用することが義務づけられている。民間企業の法定雇用率は、現在1.8%であるが、平成20年6月1日現在の雇用状況は、全国で1.59%（前年比 +0.04P）、岐阜県で1.68%（前年比 +0.08P）である。

***5 特例子会社**

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、事業主が障がい者の雇用に特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

***6 就労継続支援A型事業所**

「障害者自立支援法」に規定される事業所で、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、雇用に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。岐阜県内には、エフピコ愛バック岐阜工場（輪之内町）やWSBバイオ（山県市）等が設置されている。

***7 特別支援学校版のデュアルシステム**

特別支援学校版のデュアルシステムとは、日本版デュアルシステムを参考に、作業学習の発展型として、企業内施設等を活用して実習を行うものであり、京都市立の特別支援学校での実践が有名である。

日本版デュアルシステムとは、「若者自立・挑戦プラン」（平成15年6月）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月閣議決定）で導入が提言された若者向けの教育訓練システム。具体的には、企業実習と教育・職業訓練の組み合わせ実施により若者を一人前の職業人に育てる若年者向けの実践的な教育・職業能力開発の仕組みであり、専門高校等で実践が進められている。

***8 NPO法人**

Non-Profit-Organization の略。民間非営利組織。非政府・非営利のボランティア活動を中心とし、福祉、人権、環境問題から途上国援助まで幅広い市民活動を行うもの。

***9 障がい者就労サポーター**

NPO法人ぎふ羽島ボランティア協会が県内のNPO法人と連携して養成しているボランティア。職場で障がい者の仕事のサポートと社員間のコミュニケーション支援等相互理解を深める支援を行う。